

七尾市制度資金融資委員会設置要綱

平成16年10月1日

告示第91号

(設置)

第1条 七尾市制度資金融資の適正な運用を図るため、七尾市制度資金融資委員会(以下「融資委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 融資委員会は、市長の諮問に応じ、七尾市制度資金融資に関する次の事項の審議を行う。

- (1) 七尾商工会議所審査会並びに能登鹿北商工会金融審査委員会が行う七尾市制度資金融資に関する事項
- (2) 毎年度末における融資状況に関する事項
- (3) 七尾市事業資金融資制度の改廃に関する事項

(組織)

第3条 融資委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市職員 1人
- (2) 七尾商工会議所及び能登鹿北商工会役職員 2人
- (3) 金融機関職員 5人

(委員長及び副委員長)

第4条 融資委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 融資委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、異動、転勤等によりその職を離れたときは、解嘱されるものとする。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 融資委員会は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員長は、融資委員会の議長となる。
- 3 融資委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 融資委員会は、原則として秘密会とする。

(幹事)

第7条 融資委員会に融資事務等を行うため幹事を置く。

2 幹事は、市職員又は七尾商工会議所若しくは能登鹿北商工会の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日告示第95号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年4月11日告示第74号)

この告示は、公表の日から施行する。